



まちなかへの引越しを 支援いたします！

まちなか居住移転支援事業が新たに始まります。

「公共交通で気軽におでかけできるように、バス停や駅の近くに引越ししたい」
「買い物や通院がしやすいように、スーパーや病院に近い地域に引越ししたい」
このような「まちなか」への引越し（移転）を希望する方々への支援制度が
令和6年度から新たに始まります。

ぜひ、
ご活用
ください！



まちなか居住移転支援事業とは

「居住誘導促進事業補助金」（令和6年度運用開始） または、
「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」により、
まちなかへの引越しを希望される方の状況に応じて移転の支援を行うものです。

いずれの補助金も、予算の範囲内で移転にかかる費用の一部を補助します。
ただし、補助を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。
各補助金の概要については、裏面をご覧ください。

- まちなか（居住誘導区域）
商業や医療などの生活サービス施設が集積したエリア及びその周辺で、公共交通を利用しやすい地域。



ご相談ください！



「まちなかに引越ししたいが、補助の対象になるのか、わからない」
「移転先を相談したい」、「もっと詳しく知りたい」など、ご質問、ご相談が
ございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

【居住誘導促進事業補助金に関すること】

都市戦略局 都市計画課（北九州市役所13階）電話：093-582-2451

【がけ地近接等危険住宅移転事業補助金に関すること】

都市戦略局 建築指導課（北九州市役所13階）電話：093-582-2531

居住誘導促進事業補助金（令和6年度運用開始）（概要）

●補助の対象

以下のいずれかの区域に現在お住まいで、まちなか（居住誘導区域※¹）に移転される方

- ・市街化区域から市街化調整区域となった区域
- ・市街化調整区域内の 土砂災害特別警戒区域※² または 土砂災害警戒区域※²

●その他の要件

- ・移転前に住んでいた住宅は除却すること
- ・住宅を除却した跡地は、新たに住宅を建設するなど居住用に利用しないこと

●補助の対象となる費用と補助の上限額

補助の対象となる費用	補助の上限額	
	現在お住まいの区域	
	市街化区域から市街化調整区域となった区域	市街化調整区域内の ・土砂災害特別警戒区域※ ² ・土砂災害警戒区域※ ²
引越し費用	97万5千円	
移転前の住宅の除却と住宅除却後の宅地の整地にかかる費用の1/2	300万円	97万5千円
移転先の住宅建設・購入等に必要な借入金の利子相当額	421万円 ●住宅/325万円 ●宅地/96万円	421万円 ●住宅/325万円 ●宅地/96万円
補助金額（最大）	818万5千円	518万5千円

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（概要）

●補助の対象

(1) 以下のいずれかの地域（区域）に現在お住まいで、市内の土砂災害のおそれがある区域外等に移転される方

- ・土砂災害特別警戒区域※² ・急傾斜地崩壊危険区域※³ ・がけ条例適用区域
- ・土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) (1) の住宅が以下のいずれかであること

- ・既存不適格住宅
- ・市や県などの地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの

●その他の要件

- ・移転前に住んでいた住宅は除却すること

●補助の対象となる費用と補助の上限額

補助の対象となる費用	補助の上限額
引越し費用	97万5千円
移転前の住宅の除却費用と住宅除却後の宅地の整地費用	
移転先の住宅建設・購入等に必要な借入金の利子相当額	421万円 ●住宅/325万円 ●宅地/96万円
補助金額（最大）	518万5千円

※1の区域は、北九州市都市戦略局都市計画課（093-582-2451）へお問い合わせください。

※2の区域は、福岡県砂防課のホームページで確認することができます。

※3の区域は、福岡県砂防課のホームページの「急傾斜地崩壊危険区域一覧表」で概ねの位置を確認できます。

※2、3ともに詳細については福岡県北九州県土整備事務所用地課管理係（093-691-2764）へお問い合わせください。